

委員会提出議案第 2 号

山陽小野田市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について  
山陽小野田市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 29 年 9 月 15 日提出

提出者 議会運営委員長 大 井 淳一郎

山陽小野田市議会会議規則の一部を改正する規則  
山陽小野田市議会会議規則（平成 17 年山陽小野田市議会規則第 1 号）の一  
部を次のように改正する。

目次中「第 7 章 議員の派遣（第 166 条）

第 8 章 補則（第 167 条）」を

「第 7 章 協議又は調整を行うための場（第 166 条）

第 8 章 議員の派遣（第 167 条）

第 9 章 補則（第 168 条）」に改める。

第 167 条を第 168 条とする。

第 8 章を第 9 章とする。

第 166 条を第 167 条とする。

第 7 章を第 8 章とし、第 6 章の次に次の 1 章を加える。

第 7 章 協議又は調整を行うための場

（協議又は調整を行うための場）

第 166 条 法第 100 条第 12 項の規定による議案の審査又は議会の運営に  
関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のと  
おり設ける。

2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議  
会の議決でこれを決定する。

3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成  
員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。

4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第166条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会	議案の審査、市政に関する重要事項 又は議会の運営に関し協議又は調整 を行うこと。	全議員	議長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山陽小野田市議会会議規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第6章 (略)</p> <p><u>第7章 協議又は調整を行うための場 (第166条)</u></p> <p><u>第8章 議員の派遣 (第167条)</u></p> <p><u>第9章 補則 (第168条)</u></p> <p>附則</p> <p><u>第7章 協議又は調整を行うための場</u>  <u>(協議又は調整を行うための場)</u></p> <p><u>第166条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場 (以下「協議等の場」という。)を別表のとおり設ける。</u></p> <p><u>2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。</u></p> <p><u>3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。</u></p> <p><u>4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定め</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第6章 (略)</p> <p><u>第7章 議員の派遣 (第166条)</u></p> <p><u>第8章 補則 (第167条)</u></p> <p>附則</p>

る。

第8章 議員の派遣

第167条 (略)

第9章 補則

第168条 (略)

別表 (第166条関係)

名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会	議案の審査、市政に関する重要事項又は議会の運営に関し協議又は調整を行うこと。	全議員	議長

第7章 議員の派遣

第166条 (略)

第8章 補則

第167条 (略)